

令和2年7月1日から

# 水道料金を一部改定（値上げ） させていただきます

安心・安全な水道水を次世代に引き継ぐため、町民皆さまのご理解をお願いいたします。

中標津町では、水道事業と簡易水道事業により、皆さまへ安心・安全な水道水を提供しています。近年の人口減少や水需要の減少などにより、令和4年度には簡易水道事業で運営に必要な資金が確保できない見込みとなり、諮問機関である運営委員会への諮問・答申を経て、令和2年3月定例町議会において、水道料金に関する条例の改正案が議決され、令和2年7月より改定された料金で請求させていただきますこととなりました。

水道・簡易水道事業は、皆さまの水道料金により支えられています。営農用区分をご利用の皆さまには大変なご負担をおかけいたしますが、水道料金の改定にご理解とご協力をお願いします。

## 改定の内容

### 営農用の超過料金を

令和2年7月1日から105円（35円の増）

令和3年4月1日から140円（35円の増）

に段階的に改定いたします。

簡易水道事業の経営は、水の使用の約9割を営農用で占めていますが、料金では約7割の経費負担をいただいております。収支が合わない状況です。

今回、営農用区分の料金を上げさせていただき、安定した経営基盤の強化を図ります。

※家庭用・営業用などのご利用の皆さまは、今回影響ありません。

## 水道料金表（税抜）

ご契約区分は、検針票（上下水道使用量のお知らせ）をご覧ください。

区分	使用料（1か月）		
	基本水量	基本料金	超過料金
家庭用	8m <sup>3</sup>	1,500円	190円
営業用	16m <sup>3</sup>	3,500円	270円
官公署 団体	16m <sup>3</sup>	4,000円	310円
営農用	50m <sup>3</sup>	5,000円	70円
			↓ 105円（R2.7月） 140円（R3.4月）
臨時用	1m <sup>3</sup>	500円	500円

### 改定による影響額〈例〉

1か月300m<sup>3</sup>を使用した  
場合（営農用・税込）

【現行】24,750円

①令和2年7月 34,375円  
（現行との差 +9,625円）

②令和3年4月 44,000円  
（現行との差 +19,250円）

令和2年7月1日以降、新たに水道を利用する方は令和2年7月分から、引き続き水道を利用している方は令和2年8月分から料金が改定されます。（令和3年4月も同様）

改定の背景や説明会の予定など、詳細については裏面をご覧ください



## 料金改定の背景

～水道をとりまく状況は全国的にも課題となっています。

- ☑ 高度経済成長期に整備した施設や水道管の老朽化が進み、更新費用が増加しています。
- ☑ 人口減少や節水機器の普及などによって、収益が減少傾向です。
- ☑ 地震や風水害などの予期せぬ災害に備えるため、資金確保が必要です。
- ☑ 令和4年度には、簡易水道事業において収支の均衡を図るための基金(貯金)がなくなる見込みです。
- ☑ このため、健全な水道・簡易水道事業経営を持続するために料金の見直しが必要となりました。

## 運営委員会からの答申内容

～諮問機関の運営委員会から様々なご意見をいただきました。

- ☑ 安心・安全な水の供給のため、老朽化施設の更新、災害等への備えが必要であること踏まえると、料金改定はやむを得ない。
- ☑ 急激的な料金引上げによる町民(営農者)の負担を配慮し、(2年間での)段階的な改定が望ましい。
- ☑ 町民への説明について丁寧でわかりやすく説明を行うなど、きめ細やかな対応をしていただきたい。
- ☑ 酪農を中心とする農業は水を大量に使用する特殊な産業であるので、一定の配慮が必要。
- ☑ 今回は営農用区分のみの改定だが、経営状況や社会情勢を踏まえながら、全体の料金体系の見直しの必要性について、定期的に検証を行うこと。など

これまでの運営委員会の審議内容などは、町ホームページで見ることができます。

## 料金改定の効果

～今回の料金改定により、施設整備等の財源が確保され、事業経営計画である「水道ビジョン」に沿った着実な事業推進が可能となりました。

- ☑ 令和6年度末で基金(貯金)が約1億4千万円となる推計になり(簡易水道事業)、予期せぬ災害に備えることができます。
- ☑ 老朽化した配水管の更新などを行うことができます。～西竹地区など約30km
- ☑ 浄水施設の耐震化工事などを行うことができます。～計根別浄水場、開陽浄水場など
- ☑ 着実な施設等の更新により、漏水が減少するなど水を作る無駄な経費が少なくなり、経営が安定します。



料金改定については、消費税の影響を除いては昭和58年4月から37年ぶりの改定です。今回、営農用区分の皆さまのご負担をお願いすることとなりますが、近年の人口減少、核家族化や農業形態の変化などを踏まえ、将来的には基本料金を含めた全体の料金体系の見直しが必要です。

5年間を目途に料金の見直しについて検討を行いながら、町では引き続き支出の削減や未収金の解消など、たゆまぬ経営努力を行い経営健全化に努めてまいります。

## 住民説明会について

今回の料金改定は一部の区分の改定であること、また新型コロナウイルスの発症・蔓延防止のため、説明会を希望される町内会単位で実施いたします。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。(別途各町内会へご案内しております)

[お問い合わせは]

中標津町役場上下水道課

TEL73-3111 (内線249・243)